丸森町阿武隈急行線利用促進通学定期券購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、通学定期乗車券（以下「定期券」という。）を購入して通学する学生及びその保護者の経済的負担を軽減し、阿武隈急行線の利用促進を図るため、予算の範囲内において丸森町阿武隈急行線利用促進通学定期券購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、丸森町補助金等交付規則（平成11年丸森町規則第８号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　定期券　阿武隈急行株式会社（以下「会社」という。）が、１月、３月又は

６月の期間を定めて通常の運賃から割り引いて発行する、通学を目的とした定

期券をいう。

(２)　往復定期券　指定した利用区間を往復して利用できる定期券をいう。

　(３)　片道定期券　指定した利用区間を行き又は帰りのどちらか片道の経路のみ利用できる定期券をいう。

(４)　学生　学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第１条に規定する学校に通学する者をいう。

(５)　保護者　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条に規定する者をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(１) 丸森町に住所を有する学生又はその保護者で、定期券を購入する者

(２) 前号の定期券の購入費用を対象とする他の補助を受けていない者

（補助金額及び補助対象期間等）

第４条　補助金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(１) 往復定期券　通学定期運賃の額に３分の２を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

(２) 片道定期券　通学定期運賃の額に２分の１を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

２　補助対象期間は、令和７年４月１日から令和８年３月31日までとする。

３　補助対象期間以外の期間を含む有効な定期券については、対象期間を日割りにより計算する。

４　紛失等により定期券を再購入したときは、既に補助金の対象となっている期間を除くものとする。

（補助金の交付申請及び請求）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、定期券の購入時に、丸森町阿武隈急行線利用促進通学定期券購入費補助金交付申請書兼委任状（様式第１号。以下「申請書兼委任状」という。）に、次に掲げる書類を添えて、会社に提出しなければならない。この場合において、当該補助金は、会社に帰属するものとする。

(１)　在学を証明する書類の写し

(２)　住所を証明する書類の写し

(３)　前条第２項に規定する期間を含む定期券の写し

２　会社は、申請書兼委任状を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請者に対して、購入する定期券の定価から補助金相当額を差し引いた額により、当該定期券を販売するものとする。

３　会社は、前項の規定により販売した定期券の実績に基づき、丸森町阿武隈急行線利用促進通学定期券購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第２号）に申請書兼委任状を添付して、町長に当該補助金の交付を申請するものとする。

４　前項の交付申請は、規則第12条の規定による実績報告とみなす。

５　会社は、本要綱に規定する手続（当該手続が完了した後を含む。）を通じて知り得た情報を他に漏らしてはならない。

（補助金の交付決定）

第６条　町長は、前条第３項の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、丸森町阿武隈急行線利用促進通学定期券購入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第３号）により会社に通知するものとする。

２　前項の交付決定通知は、規則第13条の規定による額の確定通知とみなす。

（通学定期券の解約）

第７条　会社は、申請者が定期券の解約をしたときは、直ちに町長に対して申し出なければならない。

２　前項の場合において、会社は、申請者に払い戻す金額から町に返還すべき補助金相当額を差し引いた額を当該申請者に返金するものとする。

３　前項の返金額を計算する場合において、使用済み相当額を定期運賃により計算した月分及び日割りにより計算した部分については、補助の対象外とする。

（交付決定の取消し）

第８条　町長は、申請者が規則第16条各項のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

２　町長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、丸森町阿武隈急行線利用促進通学定期券購入費補助金交付決定取消通知書（様式第４号）により、会社に通知するものとする。

（補助金の返還）

第９条　町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合であって、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、申請者に当該補助金の返還を命じるものとする。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和７年４月１日から施行する。

（特例措置）

２　この告示の施行前に購入した定期券で、引き続き有効な期間を有するものは、この告示の補助対象期間に限り、補助金の対象とする。

（失効）

３　この告示は、令和８年３月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の返還等の必要が生じた場合における第７条から第９条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

様式第１号（第５条関係）

丸森町阿武隈急行線利用促進通学定期券購入費補助金交付申請書兼委任状

年　　月　　日

丸　森　町　長　　殿

　(提出先 阿武隈急行株式会社)

申請者　住　　所

氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

丸森町阿武隈急行線利用促進通学定期券購入費補助金交付要綱第５条第１項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 性 別 | 男・女 | | 生年  月日 | 年　　月　　日 | |
| 学生氏名 |  |
| 学生住所 | 丸森町　　　　　　　　　　　＊申請者住所に同じ場合は記入不要 | | | | | | |
| 学校名等 | （　　　　学年） | | | | | | |
| 所在地 | | | | | | |
| 阿武隈急行線通学定期利用区間 | （　　　　　）駅から  （　　　　　）駅まで | 有効期間 | 年　　月　　日から  年　　月　　日まで  （　　　箇月） | | | | 定期区分 |
| 往 復・片 道 |
| 購入金額 | 円 | 補助金額 | | 円 | | | |
| 添付資料 | □　在学を証明する書類の写し  □　住所を証明する書類の写し  □　要綱第４条第２項に規定する期間を含む定期券の写し | | | | | | |

丸森町阿武隈急行線利用促進通学定期券購入費補助金交付要綱第５条第１項の規定に基づき、補助金の交付申請について阿武隈急行株式会社に委任します。

また、当該補助金については、阿武隈急行株式会社に帰属することについて同意します。

年　　月　　日

委任・同意者　住　　所

氏　　名

様式第２号（第５条関係）

丸森町阿武隈急行線利用促進通学定期券購入費補助金交付申請書兼請求書

年　　月　　日

丸　森　町　長　　殿

申請者　所在地

法人名

及び代表者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

丸森町阿武隈急行線利用促進通学定期券購入費補助金交付要綱第５条第３項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請（請求）します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助金交付申請額 | 金　　　　　　　　　　　　　　円 | | |
| 往 復 定 期 券 | | |
| 定期券購入額 | | 円 |
| うち補助金対象額 | | 円 |
| うち定期券購入者支払額 | | 円 |
| 片 道 定 期 券 | | |
| 定期券購入額 | | 円 |
| うち補助金対象額 | | 円 |
| うち定期券購入者支払額 | | 円 |
| 添付資料 | □　丸森町阿武隈急行線利用促進通学定期券購入費  補助金交付申請書兼委任状（　　　　名分） | | |
| 振込先 | 金融機関名 |  | |
|  |  | |
| 口座番号 |  | |

様式第３号（第６条関係）

丸森町阿武隈急行線利用促進通学定期券購入費補助金交付（不交付）決定通知書

第　　　　号

年　　月　　日

阿武隈急行株式会社

　　　　　　　　　　　　　　殿

丸森町長　　　　　　印

年　　月　　日付けで申請のあった丸森町阿武隈急行線利用促進通学定期券購入費補助金について、下記のとおり決定しましたので、丸森町阿武隈急行線利用促進通学定期券購入費補助金交付要綱第６条第２項の規定により通知します。

記

１　交付金額 　　金　　　　　　　　　円

２　交付の条件

⑴　丸森町補助金等交付規則及び丸森町阿武隈急行線利用促進通学定期券購入費補助金交付要綱を遵守すること。

⑵　補助金を丸森町阿武隈急行線利用促進通学定期券購入費以外に充当しないこと。

⑶　丸森町阿武隈急行線利用促進通学定期券購入費補助金交付要綱第７条に規定する定期券の解約が発生した場合、当該定期券購入者が補助金の補助対象者である場合には、直ちに町長に対して申し出ること。この場合において、阿武隈急行株式会社は、補助対象者に払い戻す金額は、町に返還すべき補助金相当額を差し引いた額を返金するものとし、当該補助対象者分で阿武隈急行株式会社に帰属する補助金額を町に返還するものとする。

３　不交付の理由

様式第４号（第８条関係）

丸森町阿武隈急行線利用促進通学定期券購入費補助金交付決定取消通知書

第　 　　号

年　　月　　日

　阿武隈急行株式会社

　　　　　　　　　　　　　　殿

丸森町長　　　　　　印

年　　月　　日付け第　　　号で交付決定した丸森町阿武隈急行線利用促進通学定期券購入費補助金については、下記のとおり交付決定を取り消したので、丸森町阿武隈急行線利用促進通学定期券購入費補助金交付要綱第８条第２項の規定により通知します。

記

１　取消しの内容

２　取消しの理由